

寒波被害に対する水道料金と下水道使用料の減免措置について

1月の寒波による漏水分の水道料金と下水道使用料の減免措置についてお知らせします。
なお、この措置は次の方を対象にしております。

◎ 上水道のみ又は上水道と下水道の両方を使用されている方【水道料金・下水道使用料】

- ・ 2月請求分（1月使用分）について

今回は市全域に及ぶ被害でしたので、特例として推定される漏水分全額を免除としました。
料金算定にあたっては、12月使用分と1月使用分を比較し、少ない方を1月使用分として請求しました。

この月に関しては、減免申請書等の書類の提出は必要ありません。

- ・ 3月請求分（2月使用分）以降について

3月以降は従来どおりの料金算定となります。

ただし、やむを得ない理由で修理が遅れた方については、減免申請書を提出いただくことで、寒波による漏水と認定された分は免除となります。

◎ 下水道のみ使用されている方で、量水器による検針で料金を算定されている方【下水道使用料】

- ・ 上記と同様の措置となります。

◎ 下水道のみ使用されている方で、人員換算で算定されている方。【下水道使用料】

- ・ 従来どおりの料金で変更はありません。

◎ 浄化槽を使用されている方。【浄化槽使用料】

- ・ 従来どおりの料金で変更はありません。

詳しくは市役所各担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

水道料金に関すること

水道課庶務係 22-1111 (内線232)

下水道使用料に関すること

下水道サービスセンター又は下水道課庶務係

22-1111 (内線531・535)